

鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 消費者安全法第10条の3に定める登録試験機関が行う消費生活相談員資格試験（以下「消費生活相談員資格試験」という。）の受験に要する費用を助成することにより、消費生活相談員資格者を確保し、県民への消費生活相談対応の適切な実施を通じて、県内の消費者被害の未然防止及び被害救済に寄与することを目的とする。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（当該年度に実施したものに限る。以下「補助事業」という。）を行う第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。）とする。

3 補助対象経費は、1名につき消費生活相談員資格試験の受験1回限りに要する費用とし、当該試験に合格した場合に限り、本補助金を交付する。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書の提出は、毎年度3月10日までに、くらしの安心局消費生活センターに提出するものとする。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、規則第5条の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

（雑則）

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費
(1) 消費生活相談員資格取得事業	消費生活相談員資格試験を受験し、合格した個人（鳥取県に現に居住している者に限る。）	消費生活相談員資格の取得に係る次の経費 (1) 受験手数料 (2) 第2次試験受験に係る交通費 個人の居住地に応じて次に掲げる区分の額を上限とする。 ア) 東部地区（鳥取市・岩美郡・八頭郡） ：15,000円 イ) 中部地区（倉吉市・東伯郡）：17,000円 ウ) 西部地区（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）：22,000円
(2) 消費生活相談員資格取得支援事業	消費生活相談を実施する市町村、広域連合、特定非営利活動法人	職員に消費生活相談員資格の取得に係る次の費用を支援する場合に要する経費 (1) 受験手数料 (2) 第2次試験受験に係る交通費 職員の居住地に応じて次に掲げる区分の額を上限とする。 ア) 東部地区（鳥取市・岩美郡・八頭郡） ：15,000円 イ) 中部地区（倉吉市・東伯郡）：17,000円 ウ) 西部地区（米子市・境港市・西伯郡・日野郡）：22,000円

年 月 日

申請者 郵便番号
住所（団体にあっては所在地）
氏名（団体名及び代表者） 印
電話番号

〇〇年度鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金交付申請書兼振込依頼書

消費生活相談員資格者確保事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。
なお、交付される補助金は、以下に記載する振込先に振込ください。

記

- 1 補助事業等の名称 消費生活相談員資格者確保事業補助金
- 2 交付申請額 金 円（※(5)の金額×1/2。円未満切捨て）
- 3 対象事業の内容

(1)試験名称及び試験機関 (該当するものに○)	①消費生活相談員資格試験 (独立行政法人国民生活センター) ②消費生活アドバイザー資格試験 (一般財団法人日本産業協会)
(2)第2次試験地	府・県 市
(3)交通費の区分 (該当するものに○)	① 東部地区(上限:15,000円) 円× 人 ② 中部地区(上限:17,000円) 円× 人 ③ 西部地区(上限:22,000円) 円× 人 ※交通費は上限金額以内で記載及び該当人数を記載
(4)対象受験者数	人
(5)対象経費	円 ※(1)に係る受験手数料+(3)による交通費
(6)添付書類 (該当するものに○)	(1)消費生活相談員資格取得事業(個人) ①登録試験機関から発行された第2次試験受験票 ②合格通知または合格証 (2)消費生活相談員資格取得支援事業(団体) ①登録試験機関から発行された第2次試験受験票 ②合格通知または合格証 ③職員への支援を証する書類 (例:交付通知書類、振込書等)

4 補助金の振込先

補助金 振込先	金融機関名			
	本店支店名			
	口座の種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義人	フリガナ		
		氏名 (名称)		

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

活用する補助金名	事業内容	問い合わせ先

※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※ 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県消費生活相談員資格者確保事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、及び交付額を確定したので、規則第 8 条第 1 項及び第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。

（担当：〇〇 電話：〇〇）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする
交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。